

福岡広域都市計画高度地区・津屋崎都市計画高度地区に関する運用について（令和5年4月改訂版）より抜粋

津屋崎都市計画高度地区に関する基準

基準4（公共公益上やむを得ない建築物に関する基準）

1. 対象建築物

この基準を適用する建築物は、次の各号に掲げる建築物とする。

- (1) 建築物の延べ面積の過半を、国又は地方公共団体が所有又は維持管理（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者による管理を含む。）する建築物
ただし、過半の算定には、共用部分は含まないものとする。
- (2) 学校教育法第1条に規定される学校の用に供する建築物
- (3) 医療法第1条の5に規定される病院の用に供する建築物
- (4) その他これらに類するもので、市長が必要と認めたもの

⇒(2)に該当。

2. 建築物の高さの最高限度

定めない。（世界遺産の緩衝地帯及び主要な誘導導線から眺望可能な地域については景観計画の景観形成基準に定める高さを基準とし、対象事業ごとに都市計画審議会等の意見を参考に決定する。）

⇒世界遺産の緩衝地帯・眺望区域には該当しないため、最高限度は定めない。

3. 建築物の形態等

この基準を適用する建築物の形態、意匠等について福津市景観計画を遵守し、周辺との調和及び景観形成に配慮しなければならない。

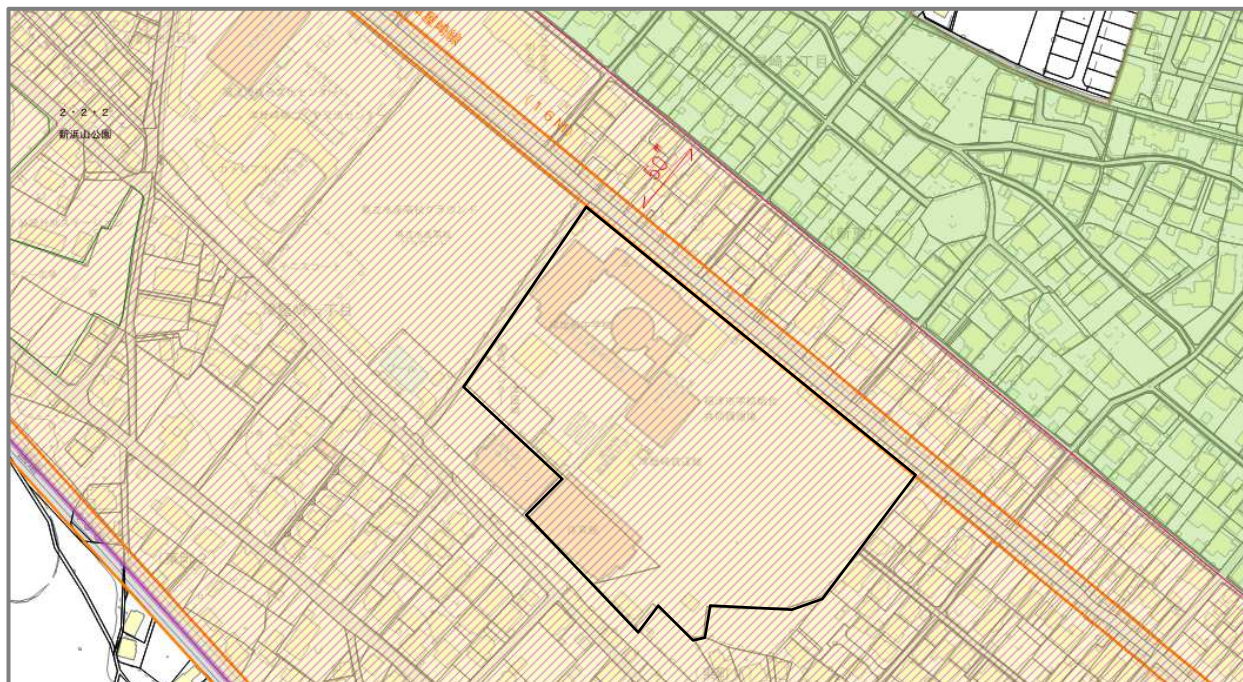
⇒別途、景観条例に基づく手続きを実施。

4. 屋外広告物等

この基準を適用する建築物の緩和された高さ部分（12メートルまたは15メートル以上の部分）を利用して屋外広告物等を掲示してはならない。

⇒掲示しないことを確認済み。

都市計画概要図



分類	内容
都市計画区域	津屋崎都市計画区域
区域区分	非線引き区域（用途指定有）
用途地域	第一種住居地域
容積率	200
建ぺい率	60
高度地区	高度地区（12m）